資料５

金融庁説明資料

第4次男女共同参画基本計画資料（金融庁）　－女性役員の増加に向けた取組み－

①有価証券報告書等に関して、内閣府令を改正（2014年10月公布、2015年３月末より適用）

企業内容等の開示に関する内閣府令（第二号様式）
【第４　提出会社の状況】
４【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(2)【役員の状況】

男性　　名　女性　　名　（役員のうち女性の比率　　％）

男女別の役員数と役員の女性比率について、2015年3月期の有価証券報告書等から記載を義務付け

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
				計	

②コーポレートガバナンス・コードを改訂（2018年６月）

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。
(以下略)